

舞鶴市入札監視委員会(平成25年度第1回) 議事概要

開催日時及び場所	平成25年7月16日(火) 午後1時30分～4時30分 舞鶴市役所 4階 議員協議会室	
出席委員氏名	たか はし ゆき お 高 橋 行 雄 (弁護士) 委員長 た ま だ か ず や 玉 田 和 也 (舞鶴工業高等専門学校建設システム工学科教授) か み こ あ き お 上 子 秋 生 (立命館大学政策科学部教授)	
議 事 概 要	1 開会あいさつ (総務部長) 2 委員長あいさつ 3 議題 (1) 入札及び契約手続きの運用状況について 平成24年度の入札状況等について事務局より報告 (2) 抽出工事に関する工事概要と入札の状況について 抽出案件の工事概要と入札経過等について担当課長及び事務局より説明 4 その他 ・匿名投書(平成25年7月16日)への対応について(非公開審議) ・次回の抽出委員に上子委員を選出した。 ・次回の開催は平成26年1月を予定する。 5 閉会あいさつ (建設部長)	
審 議 対 象 期 間	平成24年10月1日～平成25年3月31日	
抽 出 案 件	総件数 5件	(備考)
一 般 競 争 入 札	3件	入札対象件数 77件
指 名 競 争 入 札	2件	
委員からの意見・質問とそれに対する回答等	意見・質問	回 答 等
	別紙のとおり	別紙のとおり
委 員 会 意 見 の 内 容	議事(1)関係 落札率などの統計資料から、異なる特徴が見られるものは注視されたい。 議事(2)関係 競争の確保と業者育成のいずれも重要である。 本当の意味での競争により、良いものを残していくシステムを主導的に考え、変えていく姿勢が大切であり、今回の課題も含めて引き続き努力願いたい。 その他関係 入札監視委員会宛ての匿名投書について審議した。	

「3 議事 (1) 入札及び契約手続きの運用状況の報告」関係

意見・質問	回答等
落札率が上がったのは、最低制限価格の改正の影響なのか。	平成24年4月から、当時の国の基準に合わせて引き上げの改正を行なったため、落札率に表れていると思われます。
改正のポイントはどこなのか。	現場管理費に対する掛け率を70%から80%に引き上げたものです。
最低制限価格の引き上げ効果は建設工事全体として表れているが、管・水道工事では落札率に変化が見られないのはなぜか。	高額な案件ほど最低制限価格が高めになる傾向にあります。 年度ごとの発注件数や内容により、結果として統計的な落札率に変化が見えない場合もありますが、個別の算定根拠となる計算では引き上げています。
応札状況について、管・水道工事は特徴的な変化が見られるが、その原因は分析しているのか。	管・水道工事は、学校関係の冷暖房設備工事と水道工事の高額な案件において、落札率の低下傾向が見られます。 これは、建設工事全体の発注状況の変化(以前に比べると土木工事の発注割合が減少し、比較的安定して発注のある管・水道工事の割合が増えていること)が背景にあり、入札状況の変化につながっていると考えています。
最低制限価格が昔に比べると随分上がっているが、入札における失格はどれくらいの割合であるのか。	3年間の平均では、建設工事全体で約27%が失格になっています。 業種によって特徴があり、土木工事では約35%、建築工事約20%、電気工事約28%、管工事約15%、水道工事約5%が失格になっています。
最低制限価格制度は、参加者にとっては価格の推定が重要となるもので、一方で業者保護の考えも含まれるように思えるが、どのような考え方で行われているのか。	過去には低入札価格調査制度を基にした独自の制度を執っていた時期もありましたが、低入札に対する制度の実効性を重視して最低制限価格制度にしています。
統計的なデータから個別の問題を導き出すのは難しいと思うが、あまりにも業種間で違いがあるものは一つの手掛かりになると思う。	

「3 議事 (2) 抽出工事に関する工事の概要と入札の状況について」関係

① 公共下水道管布設（西第13）工事

意見・質問	回答等
<p>一部だけ推進工法を用いている理由はなぜか。 また、推進工法により工事の難易度が上がると思うが、入札条件に反映されているのか。</p>	<p>今回の工事については、地下埋設物が輻輳しており、開削が困難な状況であったことから推進工法を用いたものです。 また、推進工法はよく用いられることから、入札条件に反映することはありません。</p>
<p>これだけ失格が出ている入札は、制度として機能しているのか。 税金を効率的に使うための手続きとして、現在の水準の最低制限価格は説明しがたいのではないか。</p>	<p>最低制限価格制度を導入する限り、そこに入札が誘導されてしまうことが多いのは事実です。 しかし、履行確保の実効性と、地域維持や災害対応における建設業の重要性の観点を踏まえて、国の基準を参考に適宜見直しているところです。 全国的に公共事業の絶対量が減少し、企業の疲弊が激しくなる中で、災害対応を含め業者が維持できる範囲である必要性から国の基準が設けられているところです。</p>
<p>入札条件として、総合点数が910点以上であることとしているが、この条件とした理由は何か。</p>	<p>一般競争入札を拡大していく手法として、土木一式のA等級が2つに分かれる点数を条件として実施しています。 また、910点未満を条件とする発注も同時に行なっており、機会の均等を図っています。</p>
<p>点数で区切ると参加者数を制限することになり、競争性の度合いが違ふ。参加者を増やして競争性を高めるのが良いと思うが、制限する合理的があるのか等検討する必要があるのではないか。</p>	<p>同じ等級においても総合点数にはかなりの幅もありますので、同時に発注する工事においては金額に違いがあるようにしています。</p>
<p>現在の入札は最低制限価格にいかに近づけるかを争うだけのものになっている。 現行の最低制限価格と落札価格は適切などころにあると思うが、このままの制度ですさらに参加者を増やすよりも、工事成績が良く技術力がある会社に絞るとか、やる気があって誠実に仕事を行なう会社が報われるような、品質の確保や技術力で競争する仕組みに変えていく必要があると思う。 良質な公共物が残るような制度にして欲しい。</p>	<p>検査はしっかり行っているところですが、一般的に低価格が品質の低下や建設事故につながるかとされており、履行不能となった場合の経済的損失も考慮して最低制限価格の必要性があるものです。 しかし、業者により過去の入札状況が研究され、入札価格が集中する状況ではありますが、国の基準を踏まえた最低制限価格を設けているところです。 また、現在公告している案件において、前回の委員会で最低制限価格に関していただいた意見を反映した取組みを行っているところです。</p>
<p>現在の入札制度は、様々な要素を含んで単純ではないが、本来純粋な競争の意義を尊重して、検査において適正な履行を確保するような制度でないと、一般的な感覚では理解されにくいと思う。</p>	

② 久田美線あんぜん道路（岡田小その1）整備工事

意見・質問	回答等
<p>変更契約により40%増額されているが、この理由は何か。</p>	<p>舗装工事が出来た時点で、横断歩道前の停止線で車が止まらない現状なので、計画を見直してほしいと地区から要望がありました。 再度、警察・小学校・PTA・地区と協議をして設計を変更したものです。</p>
<p>協議や成果物には社会的意義が見られる。 しかし、予見できない理由による設計変更なら納得できるが、この案件の場合は当初からしっかり協議して設計すべきものである。 変更が大きく行われると当初の入札の意義が薄れる。</p>	
<p>変更契約額はどのように設定するのか。</p>	<p>変更部分の積算額に、当初の請負率を掛けて算出しています。</p>
<p>辞退が2者いるがペナルティーはあるのか。</p>	<p>ペナルティーはありません。</p>
<p>辞退理由は何か。</p>	<p>「工事の納期が集中しているため」と辞退届に記載されています。</p>
<p>この案件では、C等級23者のうち9者を指名しているが、具体的な基準は何か。</p>	<p>この案件の発注時にはC等級に3件の発注がありました。 工事に配置されている技術者を把握して、指名回数などを勘案して決定したものです。</p>
<p>技術者の数によって市が指名を制限するのではなく、指名した上で辞退してもらえば良いのではないか。</p>	<p>工事を抱えていて、明らかにこれ以上の配置が不可能であると分かっている業者には、あえて指名しないこととしています。</p>
<p>技術者の数によって指名を制限するのは、明確な基準とは思えず、やや客観性に欠ける気がする。 恣意的な部分が入りはしないか。</p>	<p>業者に所属する技術者を届出してもらい、リアルタイムで把握するよう努力しています。 技術者を配置できない状態で受注するなど、建設業法違反とならないように、指名に留意しているところです。</p>

③ 市立舞鶴市民病院新築工事

④ 市立舞鶴市民病院（新築）機械設備工事

意見・質問	回答等
<p>建物と設備の工事は同時進行になると思うが、市民病院の新築にあたっては、建築工事と管工事、電気工事を分離発注しているが、すべてを一括して発注した方が全体では安価になるのではないか。</p>	<p>経費のみに着目すれば一括発注の方が諸経費を一本化できるため安価になると思われますが、地元企業の育成の観点を重視しており、従来から建築物の工事においては、このような分離発注を行なっています。</p>
<p>建築・管・電気工事JVとして発注すればすべての業者が元請けとして参加することで勉強になる部分も多いと思うが、設計内容が異なる等、一括発注することが出来ない理由があるのか。</p>	<p>設計が全く異なるものではありません。それぞれの分担範囲を、責任を持って施工していただくものです。</p> <p>また、異業種JVの考え方が全くない訳ではありませんが、本件では分離発注を原則として、それぞれでJVを要件としたものです。</p> <p>この案件では、電気工事も含めると分離発注によって合計7社に請け負っていただいている状況です。</p> <p>全てを1社が請け負う方が発注者としても楽ですが、市としては、できるだけ地元企業を使う方針としています。</p>
<p>工事の瑕疵等が見つかった時も、一括発注の方が責任の所在が明らかで良いのではないのか。</p>	<p>瑕疵については、分離発注の場合でも原因となる施工箇所をしっかりと切り分けることによって、責任を特定することが可能です。</p>
<p>市内業者の育成が大切なのは分かるが、一括発注にした場合と分離発注のコスト比較をした上で判断しているのか。</p>	<p>詳しくは把握していませんので、ご指摘のとおり積算の比較をして、具体的な金額を算定してみます。</p> <p>次回の委員会に提示しますので、ご意見をいただきたいと思っております。</p>

⑤ 岡田中簡易水道統合整備事業送配水管布設（その2）工事

意見・質問	回答等
<p>設計変更について、工事延長は約10mしか増えていないにもかかわらず、舗装部分の変更が大きく増えている理由は何か。</p>	<p>本件の変更の主な要因は、道路管理者である京都府から、当初の想定より舗装の幅員を広げるよう指摘があったためです。</p> <p>また、既設の舗装が平均より厚いことが施工時に判明したため、撤去や運搬、廃棄費用についてもあわせて増額の設計変更をしたものです。</p>
<p>同じ業者の他の抽出案件での入札状況と比べると、異なる入札傾向が見られるが、業種によって傾向があるのか。</p>	<p>本事例が、従来水道工事で多く見られた傾向です。</p>

<p>本件は11者中4者の辞退があるが、辞退理由は何か。</p>	<p>「技術者の不足」、「弊社の都合により」という理由となっています。</p> <p>水道施設工事の業者は管工事も兼ねるものが多く、登録業者数に比べて工事量が多く、また年度末で技術者が不足しがちであったためと考えています。</p>
<p>他の工事に比べて、辞退が多く落札率も高いが、問題がないのか、いろんな角度からの検証が必要だ。</p>	

「4 その他（非公開審議）」関係（概略）

- ・ 匿名投書への対応について

平成25年7月16日に入札監視委員会宛てに送付された匿名投書の内容(当該文書には特定業者の事業活動に支障を及ぼす内容が含まれていることから、非公開審議とした。)について委員会に報告し、その対応について審議した。

その結果、これまでの客観的なデータを整理・検証したうえで慎重な対応を検討・実施し、結果を報告することとした。